

いしかわ男女共同参画推進宣言企業「女性活躍加速化クラス」

取組内容（宣言）

私たちは、男性も女性もすべての個人が、互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、次の取組を行うことを宣言します。

I ポジティブ・アクション（積極的改善措置）推進の取組

【女性の採用、雇用の促進】

- ① 現在、男女管理職率は「男子72.2%」「女子27.8%」である。
今後5年間（令和13年）で男女管理職率「男子70.0%」「女子30.0%」をめざす。
- ② 現在、女性の常勤雇用、非常勤雇用の比率は常勤雇用者61% 非常勤雇用者39%となっている。
今後も常勤雇用者の比率を高く維持できるように努める。

II ワークライフバランス（仕事と生活の調和）推進の取組

【柔軟な働き方の促進】

- ① 就業規則の改正で、出生時育児休業を取り入れ男性の育児休業促進を促す。現在1名男性育休所得
- ② 年次有給休暇、看護介護休暇等は、1時間単位で取得でき、休暇取得の促進となっている。
- ③ 全教職員対象に毎年1度ストレスチェックを実施し、その結果より面談やカウンセリングに努め、働きやすい職場を目指す。
- ④ フレックスタイム制の導入、1か年単位変形労働時間制を導入し、働きやすい職場づくりに努める。
- ⑤ 健康診断を受ける場合の職務専念の義務の免除を行っている。
- ⑥ 夏期休暇中、特別休暇6日を取得できる。
- ⑦ 職場環境の改善及び対策等を衛生委員会と共に産業医が月1回、定期的に来校し巡回する。